

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号のエに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（前条第2項の規定による訂正があった場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧)

第4条 第2条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧を請求することができる。

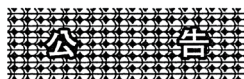
(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

総務課



公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和5年7月18日

長野県知事 阿部守一

- 随意契約に係る調達産品等の種類及び数量
長野保健福祉事務所庁舎以下8施設で使用する電気
契約電力1,373kW及び予定使用電力量3,601,393kWh
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - 名称 長野県健康福祉部健康福祉政策課
 - 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 随意契約の相手方を決定した日
令和5年3月28日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
 - 中部電力パワーグリッド株式会社長野営業所
長野市柳町18番地
 - 中部電力パワーグリッド株式会社長野支社佐久営業所
佐久市跡部167番地1
 - 中部電力パワーグリッド株式会社長野支社諏訪営業所
諏訪郡下諏訪町西鷹野町4559番地43
 - 中部電力パワーグリッド株式会社長野支社飯田営業所
飯田市吾妻町100番地
- 随意契約に係る契約金額
 - 基本料金単価
2,059.52円/kW・月
 - 電力量料金単価
 - ア 夏季(7~9月) 23.37円/kWh
 - イ その他季 22.03円/kWh
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号

健康福祉政策課

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

令和5年7月18日

長野県知事 阿部 守一

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
平谷村漁業協同組合	下伊那郡平谷村354	内共第15号

2 変更の内容

第2条第3項中「遊漁料を」の次に「同条第2項又は第3項の方法により」を加える。

第7条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

第7条に次の1項を加える。

3. 前項の規定にかかわらず、竿釣又は捨針による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

第8条第1項中「別記様式第1号から第2号までに規定する」を「次に掲げる事項を記載した」に、「以下「遊漁承認証」という」を「オンラインサービスにより発行されるものを含む」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 承認を受けた者の氏名及び住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具及び漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

第8条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2. 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインサービス又は漁場監視員において行うものとする。

第10条第2項中「別記様式第3号による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

様式を削る。

3 変更後の遊漁規則の施行期日

令和5年7月11日

園芸畜産課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年7月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
 須坂都市計画道路 3・5・3号駅前線
 須坂都市計画道路 3・4・4号山田線
- 2 都市計画を定める土地の区域
 須坂都市計画道路 3・5・3号駅前線
 昭和54年長野県告示第747号の土地の区域のうち須坂市大字日滝字郷原及び字宮原の各一部を変更し、須坂市大字日滝字梨木原の一部を追加する。
 須坂都市計画道路 3・4・4号山田線
 平成27年長野県告示第332号の土地の区域のうち須坂市大字須坂字中町の一部を変更し、須坂市大字須坂字常盤町及び字山崎並びに大字日滝字郷原、字梨木原及び字宮原を削除する。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
 長野県建設部都市・まちづくり課、長野県須坂建設事務所、須坂市役所
- 4 縦覧期間
 自 令和5年7月19日
 至 令和5年8月1日

都市・まちづくり課

公告

令和6年度(2024年度)長野県立高等学校実習助手採用のための選考を次のとおり行います。
 令和5年7月18日

長野県教育委員会

1 採用予定の実習助手の種別・募集人員

種 別	選考区分	募集人員
農業の実験・実習を主とする実習助手	一般選考	若干名
	若年者選考	
工業の実験・実習を主とする実習助手	一般選考	若干名
	若年者選考	
理科の実験・実習を主とする実習助手	一般選考	若干名
	若年者選考	

2 申込資格等

- (1) 一般選考 昭和39年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、高等学校卒業以上の学歴を有する者(令和6年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含む。)
- 若年者選考 平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者で、高等学校卒業以上の学歴を有する者(令和6年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含む。)

(2) 次のいずれかに該当しないこと。

- ア 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者
- イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

※ 身体に障がいのある人の受験にあたっては、障がいの種類や程度に応じて、文字・用紙の拡大、手話通訳によるコミュニケーション、試験時間の延長、試験会場・座席の配慮等、支障なく受験できるように努めますので、希望する配慮の内容について申込用紙に記入して下さい。

3 受付期間及び提出先

(1) 受付期間

令和5年8月18日(金)から8月25日(金)まで(受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで)とします。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除きます。

なお、郵送による場合は、8月25日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

(2) 手続

- ア 提出するもの
4の申込書類

イ 提出先

郵便番号 380-8570

長野県教育委員会事務局高校教育課

電話番号 026-235-7430

在 地 長野市大字南長野字幅下692の2

(封筒の表に「実習助手採用選考申込書在中」と朱書してください。)

4 申込書類

(1) 採用選考申込書(長野県教育委員会が交付するもの)

(記入上の注意事項)

- ・受験種及び受験区分は該当する一つの項目を○で囲む。
- ・年齢は令和6年4月1日のものを記入する。
- ・身体に障がいのある人のうち、受験上の配慮が必要な人は、具体的な内容を申込書の「3」の項目に記入する。

(2) 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

(3) 最終学校における学業成績証明書(親展扱いとします。)

(4) 受験票(長野県教育委員会が交付するもの)

(5) 返信用の封筒(長形3号<縦23.5センチメートル×横12.0センチメートルの大きさのもの>を用い、あて先及び氏名を明記し、94円切手を貼ったもの)

(6) 最終学校における就職者用調査書(令和6年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者に限り提出することとします。この書類を提出する場合にあっては、(2)及び(3)の書類の提出は不要です。親展扱いとします。)

5 選考

選考は、次の要領で行います。(共通)

選考 順序	期 日	会 場	対 象 者	選考内容 及び方法	備 考
第1 次 選 考	令和5年 9月16日(土)	長野合同 庁舎 本館	志願者全員	書類審査 筆記試験 ・一般教養 ・小論文 適性検査	試験の時間等は 受付期間終了後 本人に通知しま す
第2 次 選 考	令和5年 10月24日(火)	長野県庁	第1次選考 合格者	面接	詳細は第1次選 考合格者に通知 します。

6 選考結果の通知

(1) 通知の時期

第1次選考の結果は10月中旬、第2次選考の結果は11月下旬に通知します。

(2) 通知等の方法

ア 第1次選考結果

(7) 合否並びに不合格に係る総合評価、小論文の段階別評価並びに一般教養の得点及び平均点を郵送で通知します。

(i) 合格者の受験番号を長野県教育委員会ホームページに掲載します。

(9) 第1次選考合格者の結果については、第2次選考結果に合わせて郵送で通知します。

イ 第2次選考結果

合否及び総合評価の段階別評価を郵送にて通知します。

7 その他

(1) 採用選考申込書及び受験票の用紙は、長野県教育委員会事務局高校教育課(県庁8階)で交付します。郵便により請求する場合は、封筒の表に「高校実習助手採用選考申込用紙請求」と朱書し、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒角形2号(縦33.2センチメートル×横24.0センチメートル)を同封してください。

なお、長野県教育委員会のホームページからダウンロードすることもできます。

(2) 第1次選考結果及び第2次選考結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定をもとに口頭により申し出てくださいことにより、個別に提供を受けることができます。ただし、第1次選考合格者は、第2次選考結果通知後に申し出ができるものとします。

ア 開示する期間

選考結果通知日から1年間

イ 開示を行う場所

長野県教育委員会事務局高校教育課(県庁8階)

ウ 必要書類

運転免許証、学生証等本人であることを証明できるものを持参してください。

- (3) 提出された書類は、一切返却しません。
- (4) 第1次選考の一般教養の問題用紙は、持ち帰りできません。
- (5) この選考の実施に際して収集する個人情報は、この選考のために必要な範囲でのみ利用します。

高校教育課